

静岡県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第19号

静岡県建築基準条例の一部を改正する条例

静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(防火区画)</p> <p><b>第16条</b> 建築物の一部が、前条第1号に該当する場合においては第11条第8号又は第14号の用途に供する部分とその他の部分、前条第2号又は第3号に該当する場合においては同条第2号又は第3号の用途に供する部分とその他の部分とを準耐火構造とした床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（政令第112条第18項第2号に定める構造であるものに限る。）で区画しなければならない。</p> <p>(直通階段の設置)</p> <p><b>第18条</b> 政令第112条第1項、<u>第3項</u>、<u>第4項</u>若しくは<u>第17項</u>又は第16条の規定により防火区画を設ける特殊建築物は、その区画（居室を有しないものを除く。）ごとに避難階に通ずる直通階段を設けなければならない。ただし、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。</p> <p>(避難階段等の屋外への出口)</p> <p><b>第19条</b> (略)</p> <p>2 避難階段又は特別避難階段から屋外への出口に通ずる廊下その他の通路で、屋内の他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（政令第112条第18項第2号に定める構造であるものに限る。）で区画し、かつ、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ及び下地を不燃材料で</p>	<p>(防火区画)</p> <p><b>第16条</b> 建築物の一部が、前条第1号に該当する場合においては第11条第8号又は第14号の用途に供する部分とその他の部分、前条第2号又は第3号に該当する場合においては同条第2号又は第3号の用途に供する部分とその他の部分とを準耐火構造とした床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（政令第112条第19項第2号に定める構造であるものに限る。）で区画しなければならない。</p> <p>(直通階段の設置)</p> <p><b>第18条</b> 政令第112条第1項、<u>第4項</u>、<u>第5項</u>若しくは<u>第18項</u>又は第16条の規定により防火区画を設ける特殊建築物は、その区画（居室を有しないものを除く。）ごとに避難階に通ずる直通階段を設けなければならない。ただし、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。</p> <p>(避難階段等の屋外への出口)</p> <p><b>第19条</b> (略)</p> <p>2 避難階段又は特別避難階段から屋外への出口に通ずる廊下その他の通路で、屋内の他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（政令第112条第19項第2号に定める構造であるものに限る。）で区画し、かつ、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ及び下地を不燃材料で</p>

したものは、前項の規定の適用については、直接屋外へ避難できる出口とみなす。

(耐火構造の床等を貫通する建築設備)

**第25条の2** (略)

2 耐火構造の床等を換気、暖房又は冷房の設備の風道が貫通する場合は、当該風道の耐火構造の床等を貫通する部分又はこれに近接する部分に政令第112条第20項に規定する特定防火設備を設けなければならない。

(階段と売場の関係)

**第31条** 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の3階以上の階にある売場には、避難階段又は特別避難階段に直接通ずる出入口(他の部分と耐火構造の壁又は政令第112条第18項第2号に定める構造の特定防火設備で区画された廊下を含む。)を2以上設けなければならない。

(客席部と舞台との防火区画)

**第43条** 興行場等の用途に供する建築物で、客席部の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、舞台の部分(花道その他これに類する部分を除く。)と客席部との境界に小屋裏まで達する政令第112条第2項各号に掲げる基準に適合する準耐火構造とした額壁を設け、その開口部には、政令第112条第18項第2号に定める構造の特定防火設備を設けなければならない。ただし、舞台の部分にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備その他これらに類する消火設備で自動式のもの及び政令第126条の3に規定する構造の排煙設備を設ける場合は、この限りでない。

(仮設建築物等に対する適用の除外)

**第49条** この条例の規定は、法第85条第5項若しくは第6項又は第87条の3第5項若しくは第6項の規定により許可を受けた建築物については、適用しない。

したものは、前項の規定の適用については、直接屋外へ避難できる出口とみなす。

(耐火構造の床等を貫通する建築設備)

**第25条の2** (略)

2 耐火構造の床等を換気、暖房又は冷房の設備の風道が貫通する場合は、当該風道の耐火構造の床等を貫通する部分又はこれに近接する部分に政令第112条第21項に規定する特定防火設備を設けなければならない。

(階段と売場の関係)

**第31条** 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の3階以上の階にある売場には、避難階段又は特別避難階段に直接通ずる出入口(他の部分と耐火構造の壁又は政令第112条第19項第2号に定める構造の特定防火設備で区画された廊下を含む。)を2以上設けなければならない。

(客席部と舞台との防火区画)

**第43条** 興行場等の用途に供する建築物で、客席部の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、舞台の部分(花道その他これに類する部分を除く。)と客席部との境界に小屋裏まで達する政令第112条第2項各号に掲げる基準に適合する準耐火構造とした額壁を設け、その開口部には、政令第112条第19項第2号に定める構造の特定防火設備を設けなければならない。ただし、舞台の部分にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備その他これらに類する消火設備で自動式のもの及び政令第126条の3に規定する構造の排煙設備を設ける場合は、この限りでない。

(仮設建築物等に対する適用の除外)

**第49条** この条例の規定は、法第85条第6項若しくは第7項又は第87条の3第6項若しくは第7項の規定により許可を受けた建築物については、適用しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。